

質疑回答書

業務名：姫路市放課後等デイサービス事業所開設促進業務委託

番号	要求水準書・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答
1	要求水準書	2 業務の目的及び概要	募集要項第1項第3号の業務の概要に「市内外問わず、優良な事業者の参入を促進する」とありますが、貴市が想定する「優良な事業者」について、具体的な基準や要件（例：過去の行政指導歴の有無、特定の療育プログラムの提供実績、財務状況等）はありますか。	要求水準書第4項第2号に記載のとおり、財政的基盤が確立され、継続的に事業所を運営する意欲があり、質の高いサービス提供が可能であることが前提となります。その上で、人員、設備及び運営に関する基準並びに報酬算定に係る基準を遵守していることに加え、放課後等デイサービスガイドラインを踏まえ、支援内容の質が担保されない預かり中心の運営ではなく、5領域を踏まえた支援プログラムに基づき、障害児本人の自立及び日常生活・社会生活を営む力の向上に資する実効性の高い支援を継続的に提供できる事業者を想定しております。なお、個別具体的な該当性の判断は、本市が本業務の実施過程において個別に行うものとしま
2	要求水準書	2 業務の目的及び概要	本業務における開設支援の対象について、次の点をご教示ください。 (1) 多機能型事業所（①児童発達支援と放課後等デイサービス、②放課後等デイサービスと保育所等訪問支援）の開設も対象となりますか。 (2) 開設意向者は、新規参入の事業者に限らず、既に児童発達支援又は放課後等デイサービス事業を運営している事業者も対象としてよいですか。	(1) いずれも対象となります。放課後等デイサービスを含む多機能型事業所として開設する場合は、本業務における開設支援の対象とします。なお、要求水準書第4項第7号に定める開設目標（K P I）は、放課後等デイサービスの事業所数を対象とするものです。放課後等デイサービスを含まない事業所の開設は、これに含まれません。 (2) お見込みのとおりです。開設意向者は、要求水準書第4項第2号に定めるとおり、財政的基盤が確立され、継続的に事業所を運営する意欲があり、質の高いサービス提供が可能である事業者であれば足り、新規参入の事業者に限りません。既に児童発達支援又は放課後等デイサービス事業を運営する事業者も対象に含まれます。
3	要求水準書	4(1) 課題分析業務	姫路市に規制緩和案や補助金案の提案は可能でしょうか。	提案書への記載は差し支えありませんが、審査は募集要項第11項第2号に定める評価項目及び評価基準に基づき行うものであり、規制緩和又は補助制度に関する提案それ自体を独立した評価項目としては設けておりません。 なお、契約後において、要求水準書第4項第1号に定める課題分析業務の結果等を踏まえたご提案である場合は、本市における放課後等デイサービス事業所の開設促進に係る参考とさせていただきます。
4	要求水準書	4(1) 課題分析業務	要求水準書第4項第1号に定める課題分析業務について、貴市が保有する情報の提供に関し、次の点をご教示ください。 (1) 次の情報は提供いただけますか。 ア 受給者証の支給総数及び年齢分布 イ 事業所の支援提供数及び平均売上額 ウ 閉所数及びその理由 エ 運営指導時の指摘事項に関する情報 オ 年齢別及び学区別の人口、障害福祉サービス見込者数 カ 市内事業所数 キ 学校別の在籍生徒数 (2) 提供予定のデータ項目、提供時期及び提供形式をご教示ください。 (3) 小学校区単位での分析に必要な利用者数、支給決定量、既存事業所分布、待機・利用困難状況等の提供の可否について、ご教示ください。	課題分析業務に必要な情報は、契約締結後、受託者との協議調整を経て速やかに提供します。次の情報をEXCEL又はCSV式で提供します。 1 提供予定の項目・形式 (1) 町別の放課後等デイサービス利用児童数 (2) 支給決定量の階級別人数（市全体） (3) 市内事業所の所在地、定員、指定年月 ※1 (4)年度ごとの閉所数（過去5年程度） (5)運営指導時の指摘事項類型化 (6)年齢別人口、学区別人口（5歳ごと）※1 (7)市内事業所数 ※1 (8)学校別在籍生徒数（市立学校のみ） (9)受給者証の支給総数と年齢分布 ※その他のデータは、受託者との協議の中で提供可能な場合は、提供します。 ※1 ホームページ公表 2 小学校区単位の分析について 本市においては、利用児童の小学校区別に集計したデータを保有していません。(1)の町別データと本市が公表する小学校の通学区域に係る資料を用いて、受託者において小学校区単位への集計を行ってください。 3 待機・利用困難状況 事業所ごとの定期的な稼働状況及び利用待機の実数について、本市は網羅的なデータを保有していません。令和7年度に市内事業所を対象に実施したアンケートの集計結果を提供します。同種の調査は本年度も本市において実施する予定です。なお、受託者が独自に市内事業所への調査を行う場合は、事業所の負担に配慮し、事前に本市と協議してください。 4 個人情報の取扱い 要求水準書第4項第1号に定めるとおり、利用者の住所、氏名等の個人情報は、氏名等を伏せた個票の形を含め提供しません。
5	要求水準書	4(1) 課題分析業務	要求水準書第4項第1号に定める課題分析業務において、市内の既存事業所に対するアンケート調査を実施することは可能ですか。	本年度、本市においても市内事業所を対象とした同種の調査を実施する予定です。事業所の負担に配慮し、原則として本市が実施する調査に統合するものとし、受託者が必要とする項目は当該調査票への追加により対応してください。この場合、調査票の設計協議並びに集計及び分析は受託者の業務範囲に含まれます。調査票の発送及び回収は本市が行い、回収結果はCSV形式のデータにより受託者に提供します。当該情報の利用は本業務の目的に限られ、要求水準書第6項第1号に定めるとおり、受託者の自社サービス等への利用を禁止します。 受託者が独自に調査を実施することを妨げるものではありませんが、調査票の内容、配布方法及び実施時期について、あらかじめ本市の承認を得てください。調査票には本市の委託事業であること及び担当課を明記し、回答が任意であることを明示してください。独自調査により得た情報についても、その利用は本業務の目的に限られ、要求水準書第6項第1号に定めるとおり、受託者の自社サービス等への利用を禁止します。成果物は本市に引き渡してください。
6	要求水準書	4(1) 課題分析業務／9 成果物の納品	分析結果は履行期間開始後30日以内の提出とされていますが、市から提供されるデータの内容や提供時期によって、提出時期を協議することは可能でしょうか。	成果物の提出時期は、要求水準書第9項に定めるとおりです。本市が提供するデータは契約締結後速やかに提供する予定であることから、原則として提出時期の変更は予定していません。ただし、本市によるデータ提供の遅延その他受託者の責に帰さない事由により、期限までに提出することが困難となった場合は、本市と協議のうえ、提出時期を調整するものとしま す。 また、本市が本年度実施する事業所調査の結果等、履行期間開始後30日以内に得られないデータを用いる分析については、当該期限内に一次的な分析結果を提出した上で、当該データを反映した分析結果を後日追加して提出することを認めます。この場合の提出時期は、契約締結後の協議により定めます。 なお、要求水準書第4項第2号に定めるとおり、PR活動及びセミナー集客活動は課題分析業務の完了を待たずに開始することとしており、提出時期はこれを前提としたものです。提案書の作成に当たっては、上記を踏まえたスケジュールを示してください。

質疑回答書

業務名：姫路市放課後等デイサービス事業所開設促進業務委託

番号	要求水準書・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答
7	要求水準書	4(1) 課題分析業務／10 成果物の納品	本事業を通じて最終的に確保したい放課後等デイサービスの新規開設事業所数や新規定員数について、現時点で貴市としての具体的な目標値（KPI）は設定されていますか。	要求水準書第4項第7号に記載のとおり、本市は令和10年度末までに市内の事業所数を133事業所（令和8年4月時点87事業所）まで拡充することを中長期の最終目標としており、令和8年度における目標値（KPI）は新規開設18事業所としています。このうち、本業務の履行期間が7か月であること及び令和8年6月1日時点で既に6事業所が開設していることを総合的に勘案し、本業務における受託者の実質的な新規開設支援目標（KPI）は11事業所としています。 新規定員数については、目標値を設定していません。放課後等デイサービスの利用定員は1事業所あたり10名が基本であり、事業所数の目標が実質的に定員数の目安となることから、提案書における目標設定は事業所数を基本としてください。
8	要求水準書	4(2) 優良事業者の開拓とPR活動業務	要求水準書第4項第2号に定める開設意向者の開拓に当たり、貴市が把握している既存事業者のリスト、関係団体の情報、過去の相談事業者及び問合せ履歴等について、個人情報等に配慮したうえで提供いただくことはできますか。	市内の既存事業所の一覧は、本市ホームページで公表していますので、ご確認ください。 (https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000001185.html) 関係団体の情報、過去の相談事業者及び問合せ履歴については、本市においてこれらを取りまとめた情報を保有していません。 なお、要求水準書第4項第2号に定めるとおり、開設意向者の開拓は受託者が行う業務です。既に事前協議を終えた事業所及び開設準備中の事業者について、情報の提供及び個別の紹介は行いません。
9	要求水準書	4(2) 優良事業者の開拓とPR活動業務	PR活動として、特設ページ、チラシ、メール案内、広告配信等を実施する場合、市の名称・ロゴ・公式ページへのリンク等を使用することは可能ですか。使用にあたっての承認フローや確認期間の目安があればご教示ください。	本市の委託事業である旨の表示は、要求水準書第6項第2号に定めるとおり必要です。委託業務名及び委託者名を記載してください。 本市のブランドメッセージ&ロゴ及び本市のキャラクターについては、それぞれの使用に関する本市の定めるところにより、所定の手続を経て使用することができます。市章の使用は認めません。 要求水準書第4項第2号に定めるとおり、PR活動においてホームページや資料等の制作を行う場合は、事前に本市の承諾を得ることが必要です。承認の手続及び所要期間並びに本市ホームページへのリンクの掲載については、契約締結後、本市と協議の上、定めます。
10	要求水準書	4 業務内容／4(2) 優良事業者の開拓とPR活動業務	要求水準書第4項第2号において、ホームページや資料等の制作については貴市の承諾を条件に再委託が可能とされていますが、広告運用、デザイン制作、印刷、会場運営の補助、データ集計の補助等についても、事前に承諾を得ることで再委託が可能ですか。	要求水準書第4項柱書のとおり、本業務の履行に当たっては、特記するものを除き再委託を禁止します。同項第2号ただし書により再委託が可能となるのは、PR活動に係るホームページや資料等の制作です。 ご質問のうち、デザイン制作、印刷及び会場運営の補助（当日の受付、設営等）は、事前に本市の承諾を得ることを条件に再委託が可能です。広告運用についても、媒体への出稿及び入稿等の実施に係る事務については、同様に取り扱います。ただし、これらに係る企画及び実施方法の決定は、いずれも受託者が自ら行ってください。
11	要求水準書	4 業務内容／4(2) 優良事業者の開拓とPR活動業務	本業務を告知するためのWebページを制作する場合、貴市のサイトの配下に設置するのか、受託者が独自ドメインで設置するのかをご教示ください。あわせて、サーバーの調達及びドメインの取得の可否についてもご教示ください。	本市ホームページの配下に設置するものではありません。受託者において独自ドメインを取得し、サーバーを調達の上、設置してください。要求水準書第10項第1号イに定めるとおり、次期受託者へそのまま運用を引き継げるよう構築する必要があるため、ドメイン及びサーバーは本業務専用のものとし、業務完了時に管理者権限を本市へ譲渡できる契約形態としてください。
12	要求水準書	4(3) 開設促進セミナーの開催業務	対面開催をオンライン同時配信するハイブリッド形式は、対面・オンライン双方の実施回数として取り扱うことは可能でしょうか。	ハイブリッド形式による開催は、対面又はオンラインのいずれか一方の実施回数として計上してください。
13	要求水準書	4(3) 開設促進セミナーの開催業務	要求水準書第4項第3号に定める開設促進セミナーの集客活動について、貴市と受託者それぞれの役割範囲及び役割分担をご教示ください。例えば、貴市が対象事業者への通知及び連絡を行い、その後の追跡対応を受託者が行うといった分担を想定しています。	集客活動は、要求水準書第4項第2号に定める受託者の業務として実施するものであり、対象法人の抽出、周知、参加勧奨及びその後の追跡対応まで、受託者の業務として行ってください。本市が対象事業者への通知・連絡を行うことは予定していません。ただし、本市ホームページへの掲載等、本市が実施することが効果的と認められる周知については、受託者からの提案に基づき協議のうえ対応します。

質疑回答書

業務名：姫路市放課後等デイサービス事業所開設促進業務委託

番号	要求水準書・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答
14	要求水準書	4(3) 開設促進セミナーの開催業務	セミナー会場の確保に関して、市の施設等を利用することは可能でしょうか。	市の施設を会場として利用することは可能ですが、施設の予約、使用許可の申請及び使用料の負担は、受託者において行ってください。本市が施設を確保し、又は使用料を負担することは予定していません。なお、要求水準書第4項第3号に定めるとおり、会場の選定については、事前に本市の承認を得る必要があります。
15	要求水準書	4(3) 開設促進セミナーの開催業務	会場費、配信機材費、資料印刷費等は、委託料に含めて受託者が負担する想定でしょうか。	お見込みのとおりです。会場費、配信機材費、資料印刷費その他本業務の遂行に必要な経費は、全て委託料に含まれるものとし、受託者の負担とします。なお、これらの経費は、募集要項第10項第1号に定める基本業務（要求水準書第4項第1号から第5号までに定める業務）の上限額8, 182, 000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の範囲内で見込んでください。
16	要求水準書	4(4) 新規開設相談窓口の設置及び運営業務	指定申請手続、融資相談、職員研修並びに法務、労務及び税務に関する士業への相談について、支援対象事業者に外部の専門機関等の利用を勧めること（当該事業者が各専門機関等と個別に契約し、費用を負担することを前提とします。）は差し支えありませんか。	ご質問の各事項は、本業務の範囲に含まれないため、受託者が支援対象事業者に対し外部の専門機関等を案内し、対象事業者が当該外部先と直接契約して費用を負担することは差し支えありません。ただし、次の各点を遵守する必要があります。 (1) 要求水準書第4項第6号アに定める制度理解の促進に係る助言等、本業務として実施すべき支援を外部先との別契約に振り替えないこと。 (2) 案内に当たっては、本業務の範囲外であること及び費用負担が生じることを事前に明示し、要求水準書第6項第2号に定める誤認を生じさせないこと。 (3) 受託者又は受託者と資本関係若しくは人的関係を有する者が、支援対象事業者との間で契約を締結し、又は経済的利益を受けることは、要求水準書第6項第1号に定める利益相反行為に該当するため、認めません。
17	要求水準書	4(4) 新規開設相談窓口の設置及び運営業務	問合せに関してLINEなどの窓口設定でも問題ないか。またその窓口は次年度以降の採択事業者にアカウントごと引き継ぐ必要があるのか。（次年度の採択事業者がLINE運用が必須となることが想定されてしまう為）	相談対応記録の適切な保存及び次年度以降の継続性の確保の観点から、LINE等のSNSを主たる相談窓口とすることは認めません。相談窓口は、電話、電子メール、WEBフォーム等、相談内容を要求水準書第9項に定める相談対応記録として確実に保存できる方法により設置してください。ただし、開設意向者への周知や本業務の広報の手段としてSNSを利用することは妨げません。なお、要求水準書第4項第4号に定めるとおり、必要な場合は対面又はWEB会議による相談に応じてください。
18	要求水準書	4(4) 新規開設相談窓口の設置及び運営業務	相談窓口について、受付方法は提案によるものとされていますが、受付時間、対応期限、相談件数の上限、電話対応の必須有無など、市として想定している運用条件があればご教示ください。	相談窓口の受付時間、対応期限、相談件数の上限及び電話対応の要否について、本市が特に指定する条件はありません。要求水準書第4項第4号に定めるとおり、受付方法は提案によるものとします。
19	要求水準書	4(5) 人材確保・立地選定支援業務	（人材確保支援の想定範囲） 人材確保支援については、以下の内容を想定すればよろしいでしょうか。 ・採用活動の有効手段の提案 ・求人内容の助言 ・採用媒体・人材紹介会社等の情報提供	お見込みのとおりです。要求水準書第4項第5号に定める人材確保支援は、人材紹介事業者及び求職者等の情報収集を行ったうえで、採用活動の有効手段の提案、求人内容に関する助言、採用媒体及び人材紹介事業者等の情報提供を行うことを想定しています。 なお、支援に当たっては、市内の求人動向等を踏まえた具体的な提案としてください。単に一般的な情報を提供するにとどまるものは、本業務における支援として十分とは認められませんが、
20	要求水準書	4(5) 人材確保・立地選定支援業務	（受託者の関与範囲） 受託者が直接、人材紹介や採用決定に関与することまでは求められていない理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書第4項第5号は、受託者が職業紹介事業者として求職者を紹介すること又は対象事業者の採用の可否の判断に関与することを求めるものではありません。 なお、受託者又は受託者と資本関係若しくは人的関係を有する者が、支援対象事業者との間で契約を締結し、又は経済的利益を受けることは、要求水準書第6項第1号に定める利益相反行為に該当するため、認めません。特定の人材紹介事業者等への誘導により受託者が経済的利益を受けることについても同様とします。

質疑回答書

業務名：姫路市放課後等デイサービス事業所開設促進業務委託

番号	要求水準書・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答
21	要求水準書	4(5) 人材確保・立地選定支援業務	(立地選定支援および物件確保に向けた調整支援の想定範囲) 立地選定支援および物件確保に向けた調整支援について、受託者の役割は以下の内容を想定すればよろしいでしょうか。 ・地域分析に基づく候補エリアの助言 ・不動産会社等への相談方法の助言 ・物件選定時の観点整理	お見込みのとおりです。ただし、要求水準書第4項第5号に定めるとおり、助言にとどまらず、物件情報の収集及び提供並びに不動産事業者等との連絡調整など、物件の確保に向けて受託者が主体的に行う支援を含みます。
22	要求水準書	4(5) 人材確保・立地選定支援業務	(宅地建物取引業に該当する行為の範囲) 宅地建物取引業に該当する仲介行為や契約交渉の代理までは含まれない理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。本業務は、受託者が宅地建物取引業法に基づく仲介等を行うことを求めるものではありません。なお、受託者又は受託者と資本関係若しくは人的関係を有する者が、支援対象事業者との間で契約を締結し、又は経済的利益を受けることは、要求水準書第6項第1号に定める利益相反行為に該当するため、認めません。特定の不動産事業者等への誘導により受託者が経済的利益を受けることについても同様とします。
23	要求水準書	4(5) 人材確保・立地選定支援業務	要求水準書第4項第5号の人材確保・立地選定支援業務において、「本支援の必要性があるとして本市が対象と承認した法人を対象に」とありますが、この承認に係る客観的な基準（例えば、資金計画の実現性、人員配置要件の充足見込み等）はあらかじめ設定されていますか。	あらかじめ定めた客観的な基準はありません。既に市内で事業所を運営する事業者については、例えば、職員の急な退職により事業所の運営の継続が困難となっている場合や入居する物件の安全性に問題があり移転を検討している場合などを想定しており、これらの事業者への支援は、本市から受託者に依頼することを想定しています。
24	要求水準書	4(5) 人材確保・立地選定支援業務	要求水準書第4項第5号に定める支援に伴い、開設意向者において採用に係る費用、物件に係る費用等が発生することが見込まれますが、これらは開設意向者の負担であるという理解で相違ありませんか。	お見込みのとおりです。
25	要求水準書	4(6) 開設後の運営定着支援業務	(支援予定事業者数20の位置付け) 支援予定事業者数が20とされていますが、これは上限想定でしょうか。それとも20事業者すべてへの支援実施を前提とするのでしょうか。	支援予定事業者数20は、本業務における予定数量であり、成果報酬に係る委託料の上限額を算定するための数値です。実際に支援を要する事業所数を保証するものではありません。
26	要求水準書	4(6) 開設後の運営定着支援業務	(希望事業者数が20を下回った場合の対応) 実際の希望事業者数が20を下回った場合、委託料・成果報酬の取扱いについてご教示ください。	成果報酬業務に係る委託料は、募集要項第10項第2号に定める1事業所あたりの単価に、実際に支援を実施し本市の検査に合格した事業所数を乗じて得た額とします。したがって、支援を実施した事業所数が20に満たない場合、支払額は当該実績に応じた額となります。
27	要求水準書	4(6) 開設後の運営定着支援業務	(希望事業者数が20を上回った場合の対応) 希望事業者数が20を上回った場合、以下の対応方針についてご見解をお示しください。 超過分を支援対象外とする 次年度以降に対応する その他の対応方針	希望する事業所数が20を上回った場合の取扱い、は、本市と協議の上、決定します。なお、要求水準書第4項第6号に定めるとおり、支援の対象は本市が承認した事業所に限られるため、受託者の判断で支援対象を追加することはできません。

質疑回答書

業務名：姫路市放課後等デイサービス事業所開設促進業務委託

番号	要求水準書・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答
28	要求水準書	4(6) 開設後の運営 定着支援業務	開設後支援の対象は「令和7年度以降に姫路市内において開設された事業所」とありますが、現時点で市として想定している対象候補数、または案内予定の事業所数があればご教示ください。	令和7年度以降に本市において開設された事業所数は、令和8年7月1日時点で20事業所です。これらの事業所及び本業務の履行期間中に開設される事業所のうち、支援の利用を希望し、かつ本市が承認したものが対象となります。なお、要求水準書第4項第6号に定める支援予定事業者数20は予定数量であり、上記の事業所数と一致するものではありません。実際の対象事業所数は、各事業所の利用希望の有無により変動します。
29	要求水準書	4(6) 開設後の運営 定着支援業務	運営定着支援業務について、受託者側の労働環境にも配慮し、支援の実施回数及び時間に上限を設けることは差し支えありませんか。例えば、上限を定め、これを超過する場合は別途サポート費用等が発生する取扱いを想定しています。	支援の実施回数及び時間について、提案の中で標準的な想定を示すことは差し支えありません。ただし、要求水準書第4項第6号アからエまでに定める各項目については、当該想定を超える場合であっても、回数又は時間の上限に達したことを理由として支援を終了することはできません。成果報酬の単価の範囲内で必要な支援を実施してください。 超過分について、支援対象事業所に費用を負担させること及び本市に追加の委託料を請求することは、いずれも認められません。
30	要求水準書	4(6) 開設後の運営 定着支援業務	制度理解の促進について、個別ではなく、複数の対象事業所を集めた集合形式の研修により実施することは差し支えありませんか。	個別面談に先立ち、集合形式による研修を実施することは差し支えありません。ただし、要求水準書第4項第6号アに定めるとおり、対面又はオンライン等を用いた双方向の個別面談は必ず実施し、対象事業所ごとに理解度を確認してください。
31	要求水準書	4(6) 開設後の運営 定着支援業務	請求業務支援において、支援対象事業所に対し、業務用システムに関する情報提供を行うことは差し支えありませんか。	複数の製品を客観的に比較できる形で情報提供を行うことは差し支えありません。 ただし、受託者又は受託者と資本関係若しくは人的関係を有する者が、支援対象事業者との間で契約を締結し、又は経済的利益を受けることは、要求水準書第6項第1号に定める利益相反行為に該当するため、認めません。特定の製品の導入を誘導し、又はこれに伴い受託者が経済的利益を受けることについても同様とします。
32	要求水準書	4(6) 開設後の運営 定着支援業務	対象事業所の都合により一部の支援が年度内に完了しない場合、又は対象事業所が途中で支援を辞退した場合は、受託者の責に帰さない事由として部分払いの対象となるという理解でよろしいでしょうか。	対象事業所の都合により一部の支援が履行期間内に完了しない場合及び対象事業所が支援を辞退した場合は、要求水準書第4項第6号ただし書に定める受託者の責に帰さない事由に該当し得るものとして取り扱います。この場合、実施済みの項目に係る内訳単価に基づき、本市と協議の上、部分払いを行います。 ただし、当該事由が受託者の責に帰すべきものでないことを本市が確認できることを前提としますので、受託者は、支援が完了しない見込みとなった時点で速やかに本市に報告し、経緯及び対応状況を明らかにする必要があります。
33	要求水準書	4(6) 開設後の運営 定着支援業務	契約期間の終盤（例えば令和9年2月又は3月）に指定申請及び開設に至った事業所に対する指定後のフォローアップ支援は、契約期間内（令和9年3月31日まで）に実施可能な範囲にとどめる対応で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。本業務は、要求水準書第3項に定める履行期間内に実施するものであり、契約期間の満了後に支援を継続する義務を負うものではありません。 なお、要求水準書第4項第6号アからエまでの全ての支援が完了しない場合の成果報酬の取扱いは、同号ただし書のとおり、本市と協議の上、実施済みの項目に係る内訳単価に基づく部分払いによります。
34	要求水準書	4(6)エ 模擬運営指導の実施	（模擬運営指導における現地訪問の必須性） 模擬運営指導について、「専門家が事業所を訪問」とありますが、全対象事業所について現地訪問が必須でしょうか。	模擬運営指導において、現地訪問は必須です。要求水準書第4項第6号エに定めるとおり、専門家が事業所を訪問し、出勤簿等の帳票類のフォーマットを含め、網羅的に点検してください。訪問によらない方法をもってこれに代えることはできません。

質疑回答書

業務名：姫路市放課後等デイサービス事業所開設促進業務委託

番号	要求水準書・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答
35	要求水準書	4(6)エ 模擬運営指導の実施	(オンライン対応の併用可否) オンラインによる事前確認や一部オンライン対応との併用は可能でしょうか。ご見解をお示ください。	事前の書類確認等をオンラインにより行うことは差し支えありません。ただし、帳票類の原本や掲示物の網羅的な点検及び不備がある場合のその場での是正指導は、要求水準書第4項第6号エに定めるとおり、現地訪問により実施してください。
36	要求水準書	4(6)エ 模擬運営指導の実施	模擬運営指導における書類点検の範囲ですが、実際の運営指導を想定し、全ての利用者に係る書類を対象とするのではなく、任意の利用者数名分を抽出(サンプルチェック)して点検及び指導を行う方法で、網羅的な点検の要件を満たすという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書第4項第6号エに定める「網羅的」とは、点検の対象とする書類の種類を網羅する趣旨であり、全ての利用者に係る書類を対象とすることを求めるものではありません。実際の運営指導の手法を踏まえ、利用者に係る書類については任意に抽出して点検することで差し支えありません。
37	要求水準書	4(6)エ 模擬運営指導の実施	是正完了報告書の作成要件について確認ですが、専門家による訪問点検及び指導の実施後、指摘事項に対する事業所側の是正の完了を確認する手段として、原則として再度の現地訪問は行わず、修正済みの帳票類のデータや改善状況を示す写真等をメール等により提出させ、受託者が書面で確認する運用をもって是正完了とみなし、成果物を作成する方針で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書第4項第6号エに定める是正完了報告書の作成に当たり、是正状況の確認について再度の現地訪問を求めるものではありません。修正済みの帳票類の写しや改善状況を示す写真等の提出を受け、書面により確認する方法で差し支えありません。
38	要求水準書	4(6)エ 模擬運営指導の実施	模擬運営指導について、受託者は関係法令及び貴市の基準等に基づき点検及び指導を実施しますが、その後の運営指導等において、担当者の判断により指導内容と異なる見解が示され、又は追加の指摘事項が生じることも想定されます。 このように受託者の指導内容と貴市の判断に相違が生じた場合であっても、受託者の責めに帰さない事由として、実施した模擬運営指導業務が要件未達として扱われ、又はやり直しの対象となることはないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書第4項第6号エに定める模擬運営指導は、指定基準等に基づく点検及び是正指導を実施し、同号エ(イ)に定める成果物を提出することをもって履行とします。その後の運営指導等において追加の指摘が生じたことのみをもって、当該業務を要件未達として取り扱うことはありません。 ただし、点検の対象とすべき事項の欠落や指定基準の解釈の誤りなど、模擬運営指導の実施内容に起因する場合は、この限りではありません。
39	要求水準書	4(6)エ 模擬運営指導の実施	受託者として適切な指導及び支援を尽くしたにもかかわらず、対象事業所側の人手不足や協力が得られないこと等により、契約期間内に指摘事項の是正が完了しないことも想定されます。 このような受託者の責に帰さない事由により是正が完了しない場合、指導を実施した事実をもって当該業務を完了したものとみなすという理解でよろしいでしょうか。	対象事業所側の事情により契約期間内に是正が完了しない場合は、受託者は、その時点で速やかに本市に報告してください。本市は、報告を受けて当該事業所に対し必要な働きかけを行います。 市の働きかけをしても、なお是正が完了しない場合は、模擬運営指導の実施及び是正指導の内容並びに未是正事項とその対応方針を是正完了報告書に記載して提出することをもって、要求水準書第4項第6号エに定める業務の履行とみなします。
40	要求水準書	4(7) 開設目標(KPI)と進捗管理	要求水準書第4項第7号において、開設目標における「開設」とは監査指導課への事前協議が完了した時点と定義されています。 本業務の支援を通じて事前協議の準備を進めたものの、貴市の窓口の状況や事業者側の都合により、実際の協議の完了が契約期間外(令和9年4月以降)にずれ込んだ場合でも、当該事業所は本業務の実績(KPI)として計上されますか。	要求水準書第4項第7号に定めるKPIは、履行期間内に事前協議が完了したものを対象とします。したがって、令和9年4月以降に完了したものは、原則として算入しません。 ただし、履行期間内に事前協議の申込みがなされており、本市の事務処理上の事由により完了が令和9年4月以降となった場合は、本市と協議の上、算入することがあります。
41	要求水準書	4(7) 開設目標(KPI)と進捗管理	契約期間は令和8年9月から令和9年3月までの7か月間であり、この間に新規開設支援目標(11事業所)を達成する必要があります。 物件の契約、内装工事及び指定申請には通常数か月を要することから、契約開始時点で既に開設準備が進んでいる事業者への支援も含めることで達成可能となる見込みです。つきましては、既に事前協議を終えた事業所を紹介いただくことは可能でしょうか。	既に事前協議を終えた事業所及び開設準備中の事業者について、情報の提供及び個別の紹介は行いません。 既に事前協議を終えた事業所は、要求水準書第4項第7号に定める開設に該当するものとして既に計上されており、本業務におけるKPIの対象となりません。また、開設準備中の事業者に関する情報は、当該事業者の営業上の情報であり、本市が第三者に提供する性質のものではありません。 要求水準書第4項第2号に定めるとおり、開設意向者の開拓は受託者が行う業務です。既存の開設準備案件に依拠することを前提とした提案は、要求水準を満たすものとは認められません。

質疑回答書

業務名：姫路市放課後等デイサービス事業所開設促進業務委託

番号	要求水準書・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答
42	要求水準書	4(7) 開設目標 (KPI) と進捗管理	(受託者の進捗管理・評価対象) 本業務における受託者の実質的な新規開設支援目標は11事業所とされています。一方で、令和8年度の市全体の目標値は18事業所とされていますが、受託者の進捗管理・評価対象は、主として11事業所の支援目標であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書第4項第7号に定めるとおり、本業務における受託者の実質的な新規開設支援目標（K P I）は11事業所です。要求水準書第4項第7号及び第7項に定める進捗管理は、受託者が作成する事業実施計画書に定めるプロセスK P Iに基づき行います。なお、年間18事業所は本市が達成すべき目標値であり、受託者は同項第7号に定めるとおり、この目標の達成を確実なものとするため業務を行ってください。
43	要求水準書	4(7) 開設目標 (KPI) と進捗管理	(受託者が支援していない事業者の扱い) 受託者が直接支援を行っていない事業者による自然発生的な事前協議完了数もカウントされるという理解で相違ないでしょうか。	年間18事業所については、お見込みのとおりです。要求水準書第4項第7号に定めるとおり、本市の目標値である新規開設数には、本業務と無関係に開設された事業所を含みます。一方、受託者のK P Iである11事業所は、受託者による新規開設支援の目標であり、本業務による支援を経て事前協議が完了した事業所を対象とします。
44	要求水準書	5 実施体制	(法務連携体制の提案書記載要件) 法務関係部署または提携弁護士等の法務専門家との連携体制について、提案書上でどの程度の記載・証明が必要でしょうか。	要求水準書第5項に定める法務関係部署又は法務専門家との連携体制について、提案書に記載してください。記載の程度は提案者の判断によりますが、連携の相手方の区分（社内の法務関係部署、顧問弁護士、提携する法律事務所等）及び連携の方法が確認できる内容としてください。 契約書等の証明書類の提出を求めるものではありません。なお、募集要項第8項第6号アのとおり、提案者が特定できるような記載は認められないため、弁護士名又は法律事務所名等の具体的な名称は記載しないでください。
45	要求水準書	5 実施体制	(法令解釈に関する疑義への対応) 法令解釈に関して疑義がある場合は、最終的には市担当部署への確認・協議により進める理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書第10項第5号に定めるとおり、本業務の実施において疑義が生じた場合は、本市の担当者と協議し、その指示に従ってください。 ただし、要求水準書第5項に定める連携体制は、受託者において関係法令の解釈を確認するための体制を求めるもので、支援対象事業者への助言に当たっては、まず受託者において解釈を整理した上で、なお疑義がある事項について本市に協議してください。
46	要求水準書	5 実施体制	本業務の関係法令の解釈の範囲は児童福祉法における法令という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書第5項に定める関係法令は、児童福祉法及び同法に基づく指定基準等の関係法令を中心としますが、これらに限られません。本業務の遂行に当たっては、要求水準書第10項第3号に定めるとおり、関連する諸法規及び条例等を熟知した上で遂行してください。 具体的には、児童福祉法及び同法に基づく指定基準等のほか、姫路市の関係条例、個人情報の保護に関する法令、労働関係法令その他支援の実施に必要な法令が含まれます。
47	要求水準書	6 利益相反の防止及び情報の帰属	本業務を通じて接点を持った事業者について、委託業務の範囲を超える個別の支援を当該事業者が希望した場合、貴市の承諾を得たうえで、別途契約により支援を行うことは可能でしょうか。可能な場合は、承諾の方法及び必要な手続をご教示ください。	受託者又は受託者と資本関係若しくは人的関係を有する者が、支援対象事業者との間で契約を締結し、又は経済的利益を受けることは、要求水準書第6項第1号に定める利益相反行為に該当するため、認めません。委託業務の範囲を超える支援の希望があった場合は、本市に報告してください。 なお、本業務の終了後においても、要求水準書第10項第2号に定めるとおり、本業務の遂行上知り得た情報を本業務の目的以外に利用することはできません。
48	要求水準書	6 利益相反の防止及び情報の帰属	今回の採択をもって推進した事業を自社の実績としてどのように表現できるか表現方法や手段などをお示しいただきたい。	本プロポーザル及び要求水準書の内容に関する質問ではないため、回答しません。なお、本業務の遂行上知り得た情報の取扱いについては、要求水準書第10項第2号によります。

質疑回答書

業務名：姫路市放課後等デイサービス事業所開設促進業務委託

番号	要求水準書・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答
49	要求水準書	6(3) 成果物の帰属及び業務終了後の取扱い	作成した事業者リスト、相談対応記録、特設サイト等の成果物が貴市に帰属することは理解しています。一方で、受託者が従前から保有するノウハウ、様式、チェックリスト、研修資料等の汎用的な部分については、受託者に帰属するという理解でよろしいでしょうか。	受託者が本業務の受託前から保有していた汎用的なノウハウ、様式、チェックリスト、研修資料等については、受託者に帰属します。要求水準書第6項第3号に定める本市への帰属の対象は、本業務において作成した事業者リスト、相談対応記録、特設サイトのデータ、運用した広告アカウント等です。 ただし、既存の資料を改変して本業務のために作成した成果物は本市に帰属し、また、本業務を通じて得た事業者情報等を受託者の保有資料に取り込むことはできません。
50	要求水準書	6(3) 成果物の帰属及び業務終了後の取扱い	成果物及び特設サイト等の引継ぎについて、例えば受託者が従前から保有する顧客リストを用いて誘致を行った場合、本業務の終了後に当該顧客リストを引き渡すことまで想定されているのでしょうか。例えば、誘致のための情報配信を行ったものの反応がなかった法人の情報についても、引渡しの対象となるのでしょうか。	受託者が従前から保有する顧客リストそのものの引渡しを求めるものではありません。要求水準書第9項に定める事業者リストは、開設意向者及び本業務を利用した事業者を対象とするものです。 したがって、誘致のための情報配信を行ったものの反応がなかった法人については、引渡しの対象を含めません。本業務を通じて開設の意向を示した法人、相談窓口を利用した法人及び支援の対象となった法人など本業務において把握した情報を整理して提出してください。
51	要求水準書	7 開設事業所数の目標未達時の対応	プロセスK P Iを下回った場合、人員の増強や誘致手法の見直し等の改善計画書の提出が求められるとされていますが、改善対応の範囲については、契約金額、履行期間及び提案時の実施体制を前提に、貴市と協議の上、決定するという理解でよろしいでしょうか。	改善計画書は、要求水準書第7項に定めるとおり、本市との協議により決定するものではなく、受託者が作成し、本市に提出するものです。 改善措置に要する費用は契約金額に含まれ、追加の委託料は生じませんが、具体的にどのような措置を講じるかは、人員の増強、誘致手法の見直し、資源の再配分など、受託者の判断によります。なお、提案時の実施体制を理由に必要な措置を講じないことは認められません。
52	要求水準書	8 委託料の支払い	2回の支払いにおける必要とされる帳票類や書類について、ご教示ください。例えば、職員の工数表や給与明細などは必要ですか。	工数表、給与明細等の人件費に係る証拠書類の提出は必要ありません。本業務の委託料は、提案金額に基づく定額及び成果報酬額であり、実費の精算を行うものではありません。 なお、要求水準書第8項に定める履行状況の報告を行った上で、契約書に定める書類を提出する必要がありますが、具体的な様式及び記載事項は、契約締結後にお示しします。
53	要求水準書	8 委託料の支払い	目標とするK P Iが未達の場合に改善計画書を提出することは理解していますが、計画のとりの事業所数を誘致できなかった場合でも、委託料は支払われるのでしょうか。	要求水準書第4項第1号から第5号までに定める基本業務に係る委託料は、同第8項に定めるとおり、業務の履行状況について本市が確認を完了した場合に支払います。開設事業所数が目標に達しなかったことのみをもって、当該委託料を減額することはありません。 ただし、各業務が要求水準に従って履行されていることを前提とします。要求水準書第7項に定める改善計画書の提出及び是正措置を含め、必要な業務が履行されていないと認められる場合は、この限りではありません。 なお、成果報酬業務に係る委託料は、要求水準書第4項第6号に定める運営定着支援業務の履行実績に応じて支払うものであり、開設事業所数の目標達成の有無により増減するものではありません。
54	要求水準書	10 その他注意事項	特設サイトの作成については姫路市内のホームページからリンクされるとの認識でよいか。	特設サイトは、要求水準書第4項第2号に定めるP R活動の一環として受託者が制作するものであり、本市ホームページからリンクを掲載することを前提とするものではありません。集客は、要求水準書第4項第2号に定めるとおり、受託者の責において行ってください。 なお、本市ホームページへのリンクの掲載については、掲載の可否及び方法を確認しています。掲載を行う場合は、契約締結後、本市と協議のうえ対応します。
55	募集要項	10(2) 成果報酬業務	(1) 成果報酬業務に係る提案上限金額の算定は、アの単価×20、イの単価×20、ウの単価×20、エの単価×20の合計(単価×80)という理解で相違ありませんか。 (2) 成果報酬は1事業所あたり150,000円とされていますが、アからエまでの実施工数に係る費用を精算するとともに、これとは別に成果として1事業所あたり150,000円を請求するという理解でよろしいでしょうか。 例えば、20事業所について運営定着支援業務が完了した場合、成果報酬として150,000円×20=3,000,000円を請求し、これとは別に、アからエまでの実施分について単価×実施数量を請求するという理解で相違ありませんか。	ご質問の前段については、お見込みのとおりです。成果報酬業務に係る提案上限金額は、要求水準書第4項第6号アからエまでの各業務について、それぞれ1事業所あたりの単価に予定数量20を乗じ、これを4業務分合計した額(単価×80)となります。 後段については、ご質問の内容と異なり、募集要項第10項第2号に定める150,000円は、アからエまでの各業務の1事業所あたりの単価の上限であり、1事業所あたりの成果報酬の総額ではありません。当該単価には各業務の実施に要する経費が含まれており、これとは別に実施工数に係る費用を請求することはできません。 成果報酬業務に係る委託料は、アからエまでの各業務について、提案した単価に本市の検査に合格した事業所数を乗じて得た額の合計となります。 なお、基本業務の額及び成果報酬業務の各単価がそれぞれの上限額以下であっても、その合計が提案金額の上限額17,500,000円を超える場合は、募集要項第14項第4号により失格となります。具体的な算定方法は、別紙「提案金額の算定例」を参照してください。